

小樽市  
Vol.15  
R7.10.31

# 介護給付 適正化情報

介護給付適正化情報は、事業者の適切なサービス提供による給付の適正化を促すため、事業所の運営、介護報酬の算定、各種手続き等について、情報発信しておりますので、参考にしてください。



## ほじょ犬同伴によるサービス利用ができます。

「ほじょ犬（身体障害者補助犬）」は、目や耳や手足に障がいのある方の生活のお手伝いをする、身体障害者補助犬法に基づいて認定された「盲導犬」・「聴導犬」・「介助犬」のことで。

障害のある方の自立と社会参加をするための大切なパートナーであり、「身体障害者補助犬法」で、人が立ち入ることのできる様々な場所で受け入れるよう義務づけられています。

介護保険サービス事業所等においては、その趣旨を踏まえ、ほじょ犬の同伴によるサービスの利用を適切に実施されますようご理解をお願いいたします。

なお、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第5条、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の8及び小樽市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業の人員等に関する基準を定める要綱第9条において介護サービスの「提供拒否の禁止」が規定されており、**ほじょ犬（身体障害者補助犬）の同伴を理由としてサービス提供を拒否することは適切ではありません。**

サービス提供の際は、身体障害者補助犬法や障害者差別禁止法における合理的配慮等を踏まえた上で、調整していただきますようお願いいたします。

詳しくは政府広報オンラインのホームページをご覧ください！

➔ <https://www.gov-online.go.jp/article/201002/entry-9103.html>

## G ビズID アカウントの取得はお済ですか？

**小樽市では、令和8年4月からは、厚生労働省の「電子申請・届出システム」を使用することを原則としてお願いしています。**

電子申請届出システムを利用するには、G ビズ ID アカウントの取得が必要となりますので、まだ取得されていない事業者様は、速やかに取得していただきますようお願いいたします。

これらの電子申請届出に関する内容を小樽市ホームページに掲載していますので、下記の URL からご確認ください。

◆介護事業所の指定申請等に係る「電子申請届出システム」について／小樽市

➔ <https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2025012900016/>



## 居宅介護支援事業所における運営基準減算について

指居宅サービス計画の作成等に関する運営基準の規定に適合していない場合には、**所定単位数の50%が減算されます。**

また、運営基準減算が**2か月以上継続している場合**は、**当該状態が解消されるに至った月の前月までは、所定単位数は算定できません。**

各事業所で以下の具体例に該当していないか、必ずご確認いただき遵守してください。

(1) 居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、以下について文書を交付し、説明を行っていない場合。

「利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること」

⇒ **契約月から当該状態が解消された月の前月まで減算。**

(2) 居宅サービス計画の新規作成・変更にあたっては次の場合

① 介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し、利用者・家族に面接していない場合

② 介護支援専門員が、サービス担当者会議の開催等を行っていない場合（やむを得ない事情がある場合を除く。）

③ 介護支援専門員が、次の手順を経て居宅サービス計画を利用者・担当者に交付していない場合

a) 計画の原案の内容について利用者・その家族に対し説明。

b) 文書により利用者の同意を得る。

⇒ **当該月（当該居宅サービス計画に係る月）から当該状態が解消された月の前月まで減算。**

(3) 次の場合で、介護支援専門員がサービス担当者会議等を行っていないとき（やむを得ない事情がある場合を除く。）。

① 居宅サービス計画を新規に作成した場合

② 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合

③ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

⇒ **当該月から当該状態が解消された月の前月まで減算。**

(4) 居宅サービス計画の作成後、モニタリングにあたっては、次の場合（特段の事情のない限り減算）。

① 介護支援専門員が1月に1回利用者の居宅を訪問し、利用者面接していない場合（テレビ電話装置等を活用する場合でも2月に1回は訪問が必要）

② 介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が1か月以上継続する場合

⇒ **当該月から当該状態が解消された月の前月まで減算。**



## サービス利用票（第6表）の 利用者確認の方法等について

### ○利用者の確認について

令和3年度に標準様式から「利用者確認」欄が削除されていますが、運営基準第13条第1項第10号及び解釈基準では「当該居宅サービス計画の原案（第1表～第3表、第6表、第7表）の内容について利用者又はその家族に対し説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。」とされており、居宅サービス計画標準様式及び記載要領（老企第29号）には「居宅介護支援事業者が保存するサービス利用票（控え）、利用者の確認を受ける。」と記載されていることから、**文書により利用者確認（署名やこれまでと同様に押印でも可能）を得る※ようにしてください。（余白への記載で可。）**

また、利用者の確認については、相手方の承諾を得れば、利用者の同意や確認を電磁的方法で行うことができ、電子署名や利用者同意を確認した電子メールの保管等の方法で行うことができます。

なお、利用者確認を得たサービス利用票に関しては、PDF化や写真等の電磁的記録による保存も可能です。

### ○利用者の同意確認の記録について

・サービス利用票（第6表）の「作成年月日」については、**利用者の同意を得た日付を記載してください。**

・居宅介護支援経過（第5表）へも記載しておくことが望ましいです。

**上記※について実施していない場合は、  
居宅介護支援費の運営基準減算の対象となります。**



参考：運営基準第13条第1項第10号及び解釈基準

居宅サービス計画書標準様式及び記載要領(令和6年7月4日 介護保険最新情報 vol.1286)

## 非常災害対策計画策定の指針に盛り込む項目の確認について



本市の地域密着型サービス事業所には、『小樽市地域密着型サービス事業所における非常災害対策計画策定の指針』を参考に、非常災害対策計画の策定をお願いしております。指針の中には、非常災害対策計画に盛り込む項目として『**必須項目**』が定められていますので、事業所で作成した非常災害計画にこれらの項目が必ず記載されているか、点検をしてください。

本指針は小樽市ホームページに掲載していますので、下記のURLからご確認ください。

◆小樽市地域密着型サービス事業所における非常災害対策計画策定の指針（小樽市）  
➡[https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020100200160/file\\_contents/060315saigaik\\_eikaku\\_sisin.pdf](https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020100200160/file_contents/060315saigaik_eikaku_sisin.pdf)

# 福祉用具品目の取り扱いについて

福祉用具貸与及び福祉用具購入の対象品目について、誤った認識となっている事例が見受けられますのでご注意ください。

## 【事例①：福祉用具の付加機能のみを目的とする使用は対象外です】

各福祉用具の品目について、その用途や機能などが定められておりますが、中には定められた機能に加えて、付加機能のある商品も多く存在します。

このような場合に、本来の用途や機能は使用せず、付加機能を目的として福祉用具を利用することは認められておりませんのでご注意ください。

(例)

移動用リフトについて、リフトアップチェア（座面が昇降する椅子）を利用する場合において、同商品にリクライニング機能が備わっており、これを目的として貸与を受けることはできません。

移動用リフトは、自力で困難なものの移動を補助する機能を有するものとされており、リクライニング機能（座位保持、姿勢保持）は、移動用リフトの主旨とは異なることから、移動用リフトとしてではなく、リクライニング機能のある椅子として貸与を受けることは目的外使用となります。

## 【事例②：福祉用具の本来の用途と異なる用途での使用は対象外です】

各福祉用具の品目については、想定された用途があり、その用途に合わせて機能などが定められております。想定された用途と異なる使用を行うことは認められませんのでご注意ください。

(例1)

入浴用いすとして、浴槽内いす（浴槽台）を使用することについては、それぞれ機能が定められており、入浴用いすについては、座面の高さが概ね35センチメートル以上のもの又はリクライニング機能を有するものとなっておりますが、浴槽台はこの条件を満たさないものが多くあります。

また、構造的にも、背もたれや肘掛けがない、高さが低いので立ち上がりにくいといったように、洗い場での椅子としての使用を想定したものでないことなども踏まえると、原則としては購入は認められません。

浴槽内いす自体は福祉用具購入の品目にありますが、あくまでも浴槽内いすとしての使用の場合に認められるものとなりますので、他の用途での使用を一律認めるものではありません。

(例2)

浴槽内いす（浴槽台）をトイレの出入り口の段差解消のための台として使用することも、利用場所が主旨と異なる場所であることから認められません。

なお、浴槽台を浴槽内すのこ（浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うもの）や浴室内すのこ（浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるもの）として使用することについては、その機能要件を満たしており、すのこにより全体の高さを上げるのではなく、一部の高さを上げる方法を選択する正当な理由があり、安全上も問題がなければ、小樽市では購入を認めております。

この場合は、浴槽内いすではなく、浴槽内すのこ又は浴室内すのことして支給いたしますので、申請書やケアプランなどに記載の際は、品目はあくまでも浴槽内すのこ又は浴室内すのことして記載が必要です（その上で、すのこでは無い商品をすのことして使用する理由等を記載することを推奨します。）。

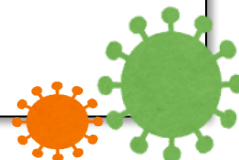
また、重複して浴槽内すのこや浴室内すのこの支給を受けることはできないのでご注意ください。

**福祉用具の対象品目であれば、用途に関係なく貸与や購入が認められる訳ではありません。**  
**各品目について、どのような使用を想定しているものなのか、どのような機能があるものを対象としているのかなどしっかり把握するようにしましょう。**

## 感染症及びまん延の防止のための対策を検討する委員会について (施設系サービスについては、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会)

感染症及びまん延の防止のための対策を検討する委員会については、

**「6月に1回以上」**開催することとなっておりますので、開催頻度にご注意ください。  
なお、施設系サービスについては、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会として、**「3月に1回以上」**開催する必要がありますので  
ご注意ください。



### 負担限度額申請について

書類不備があった場合は、申請書の一番下の申請者欄に記載の方に対して行います。

この欄が空欄の場合は被保険者ご本人宛に問合せが行きますので、施設の方やケアマネジャーが代行して手続きを行った場合は、必ず申請者欄の記載をお願いいたします。

※申請者欄の記載がなく、ご本人に連絡しても連絡がつかない、内容を把握されていないなどの事例が例年見受けられます。

決定の遅れ等に繋がる場合がありますので、代行した事業所職員又はご対応されるご家族様などの氏名や連絡先を記載するようお願いいたします。

### 事業所宛の提供資料について

小樽市介護保険課では、事業所へ提供する資料について、郵送ではなく窓口でお渡ししているものがあります。

つきましては、誤って異なる事業所の資料の提供を防ぐため、窓口で来庁の際は、窓口の職員に事業所名をお伝えくださいますようお願いいたします。

《窓口でお渡ししている資料》

- 介護認定審査会資料（事前申請済みのもの）
- 要介護・要支援認定更新案内
- サービス利用者一覧
- 居宅サービス計画者一覧                      など

なお、窓口で用意する書類については、複数の担当者に対応しており、窓口にご用意できる時間は確約できませんので、基本的には当該書類を受け取るために時間を合わせて来庁されるのではなく、来庁時に窓口書類があれば受け取るという認識でご理解、ご協力をお願いいたします（時間が不明瞭な場合は、交付日が確定しているのであれば、その翌日に来庁いただけますと営業開始時から書類をお渡しすることが可能です。）。

## 書類提出の際のお願い

- ◆複数枚で1セットとなっている書類を提出する場合はクリップなどで留めて提出願います。特に、複数の届出をまとめて提出する際は、届出ごとに分けていただくようお願いします。留めていない場合、他の書類に紛れ込んでしまうなど、書類の所在が不明となる要因となってしまうます。
- ◆複数の届出において、添付書類が重複する場合（通帳の写しなど）であっても、添付を省略せず、届出ごとにそれぞれ必要書類を添付し、届出ごとに分けて提出願います。  
※届出ごとに担当も異なりますので、書類が不備と見なされることがあります。
- ◆事業所職員が届出者となり書類を提出する場合は、氏名の前に又は、住所の最後に所属する事業所名称を入れてください。  
所属事業所名の記載がない場合、事業所の職員としてではなく、個人的に届出を行ったものとして見なされてしまう恐れがあります。
- ◆本来記載が必要な箇所が空欄のまま提出されるものが度々見受けられます。担当者が確認して対応している場合もありますが、本来は届出者が記載すべき箇所ですので、記載もれのないようご確認のうえ提出いただきますようご理解、ご協力をお願いいたします。

## 重要事項のウェブサイトへの掲載・公表について

令和6年度介護報酬改定において、事業所の重要事項の掲示に関する改正があり、**令和7年4月1日からはすべての介護サービス事業者に、重要事項をウェブサイトへ掲載・公表することが義務付けられています。**

従来 of 事業所内での「掲示」（書面の壁面等見やすい場所への掲示/事業所内にファイルを備え付ける/書面や電磁的記録を自由に供覧させる など）に加え、「**ウェブサイトへの掲載・公表**」が定められました。

ウェブサイト（法人のホームページ または 介護サービス情報公表システム）において、重要事項の掲載・公表が確認できない場合には、運営基準違反になる可能性がありますので、速やかに対応してください。



また、『**苦情処理**』における、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等についても、『掲示』と『ウェブサイトへの掲載・公表』の両方が求められていることから、併せて対応してください。



介護人材確保レポート

## ＜介護の仕事の魅力を語る座談会を開催しました！＞

9月下旬の秋晴れの午後、市内の介護事業所等で働く、若手介護職員の皆様にお集まりいただき、介護の仕事に就いたきっかけ、今のお仕事の内容ややりがいなどについて、それぞれの立場で語っていただきました。

お集まりいただいたのは、介護支援専門員、介護職員、計画作成、管理者として働く4名の方達です（御協力ありがとうございました。）。

座談会では、利用者からの感謝の言葉で職員も元気がもらえること、働きながらキャリアアップもでき、仕事の経験が自身の成長にもつながるなど介護の仕事の魅力をたくさんお話いただきました。お休みの過ごし方もお聞きし、それぞれ仕事とプライベートのオンオフを行い、家族や仲間と楽しく過ごす様子が伝わりました。

今回の座談会の内容は、広く市民の皆様に介護の仕事の魅力をを知っていただき、介護職に就く方を増やすことを目的に、広報おたる12月号「介護人材確保に関する特集記事」として掲載される予定です。詳しい内容はそちらを御覧ください。



## ＜あなたが払った研修受講料が助成金の対象になるかもしれません＞

市では、介護の仕事を始めたい方やスキルアップを目指す方を応援するため、助成金を用意しています。今年度から始まった助成制度ですが、申請いただき助成金を受け取る方が増えてきています。

下記の研修を令和6年度または令和7年度に受講された方は、助成金の対象になるかもしれません。ぜひ、QRコードより助成の要件や申請方法を確認してみてください。

### 助成金の対象となる研修

介護職員初任者研修
介護福祉士実務者研修
介護支援専門員実務研修



助成金の対象になるのか、申請書の書き方が知りたい等は下記へお気軽にお問合せください。

【問合せ/申請書提出】小樽市福祉保険部 福祉総合相談室地域包括ケアG  
電話 32-4111（内線 412・466） 月～金（祝日除く）9時～17時



## お知らせ



地域密着型サービス事業所  
居宅介護支援事業所  
各地域包括支援センター

### 令和7年度 集団指導

今年度も集団指導については、オンデマンド配信での開催を予定しています。  
詳細につきましては、今後メールで全事業所へお知らせします。

対象事業所様につきましては、  
必ず参加していただきますようお願いいたします。

**開催日時：令和8年2月13日（金）～3月2日（月）**

昨年同様、受講されましたらアンケートにお答えいただきます。

近くなりましたら、改めてご連絡します。  
サービス種別ごとに内容が異なりますので、必ず該当する種別のものを受講してください。

### 外部評価の地域包括支援センターへの提供について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所/小規模多機能型居宅介護事業所/看護小規模多機能型居宅介護事業所/認知症対応型共同生活介護事業所で実施いただいた令和6年度の外部評価の結果等につきましては、国からの通知に基づきまして、小樽市内の地域包括支援センター4か所に対して、写しを提供しています。

令和7年度の外部評価の結果等についても、地域包括支援センターへ写しを提供する予定です。令和8年3月末までに、必ず令和7年度外部評価結果を市へ提出してください。

### ケアプランデータ連携システムについて

居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所とのケアプランのやりとりを、オンラインで完結できる仕組みです。詳細につきましては、こちらのホームページをご覧ください。

→<https://www.careplan-renkei-support.jp/>

[発行] 小樽市福祉保険部介護保険課（介護給付適正化事業）

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号

TEL (0134)32-4111(内線 484) FAX (0134)27-6711 E-mail / kaigo@city.otaru.lg.jp